重要事項説明書 (訪問介護用)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「堺市介護保険事業等の事業の人員、設備及び運営に 関する基準を定めた条例」(平成24年条例第58号)の規定に基づき、指定訪問介護 サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会医療法人ペガサス
代表者氏名	理事長 馬場 武彦
本社所在地	堺市西区浜寺船尾町東4丁244番地
(連絡先及び電話番号等)	社会医療法人ペガサス (電話 072-265-5558 FAX072-265-6663)
法人設立年月日	平成7年 2月

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ペガサスヘルパーセンター和泉					
介護保険指定事業者番号	(2770503379)					
事業所所在地	和泉市上町 81					
連 絡 先	電話 0725-40-3390 FAX0725-40-3391					
相談担当者名	管理者 三橋 昭弘					
事業所の通常の 事業の実施地域	和泉市、高石市、泉大津市、堺市南区、堺市西区、堺市中区					

(2) 事業の目的及び運営の方針

(2)事業の日的及し	,是名02月到
事業の目的	要介護状態にある利用者に対し、指定訪問介護の円滑な運営管理を図る
	とともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切
	な指定訪問介護の提供を確保することを目的とする。
軍営の士科	1 東番氏が実施する東番は、利田老が可能が明月るの民党において
運 営 の 方 針	1 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、
	その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配
	慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
	2 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができ
	るよう努めるものとする。
	3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化
	の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者
	の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
	4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援
	事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サ
	ービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との
	連携に努めるものとする。
	5 前4項のほか、「堺市介護保険事業等の事業の人員、設備及び
	運営に関する基準を定めた条例」(平成 24 年条例第 58 号) に定
	める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日から金曜日まで 但し1月1日から1月3日までと12月31日は除く
営	業時	間	午前8時半から午後5時半まで

(4)サービス提供可能な日と時間帯

	1月1日から1月3日までと12月31日を除く毎日
サービス提供時間	午前6時から午後10時まで

(5)事業所の職員体制

管理者 三橋 昭弘

	-11 -1 -	
職	職務内容	人員数
管 理 者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行いま す。	常勤 1 名
サービス提供責任者	 訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明を行い同意を得ます。利用者へ訪問介護計画を交付します。 指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更を行います。 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。 訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。 	常 勤 2名 非常勤 0名
訪問介護員	 訪問介護計画に基づき、指定訪問介護のサービスを提供します。 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。 サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。 サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けます。 	常 勤 1名非常勤 名

- 3 提供するサービスの内容及び費用について
- (1) 提供するサービスの内容について

+	ナービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容								
訪問	介護計画の作成	利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画 (ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセ スメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を 定めた訪問介護計画を作成します。								
	食事介助	食事の介助を行います。								
	入浴介助	入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪など を行います。								
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。								
	特段の専門的配慮 をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食(腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓食、高脂血症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食等)の調理を行います。								
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。								
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。								
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。								
身	移動·移乗介助	室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。								
<i>-</i> 2	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。								
体	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。								
介護	自立生活支援のた めの見守り的援助	 ○利用者と一緒に手助けしながら行う調理(安全確認の声かけ、疲労の確認を含みます。)を行います。 ○入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含みます。)を行います。 ○ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心で必要な時だけ介助)を行います。 ○排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。(介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る) ○車イスでの移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。 ○洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。 								
щ	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。								
生活援助	調理	利用者の食事の用意を行います。								
援助	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。								
19/]	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。								

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護す

るため緊急やむを得ない場合を除く)

- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

	サービス提供制数		20 分未満		}以上 `未満	30 分以上 1 時間未満		1 時間以上 30 分を増すごと	
分	サービス提供部帯	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用 者負 担額
	昼間	1,886円	1割189円 2割378円 3割567円	2,834円	1割284円 2割568円 3割852円	4, 616円	1割462円 2割924円 3割1386円	6,585 州二 1割948 円 2割1968 円 3割2916 円 加算	659 所 1割95 円 2割190 円 3割285 円 加算
身体介護	早朝・夜間	2, 354円	1割236円 2割472円 3割708円	3, 542 円	1割355円 2割710円 3割1065円	5, 639 円	1割564円 2割1128円 3割1692円	8,231 州C 1割189 円 2割189 円 3割189 円	824 円 1 割 119 円 2 割 238 円 3 割 357 円 加算
	深夜	2, 823 円	1割283円 2割566円 3割846円	4, 251 円	1割426円 2割852円 3割1278円	6, 767 円	1割677円 2割1354円 3割2031円	9,878 元 1割189 円 2割189 円 3割189 円 加算	988 所 1割143 円 2割286円 3割429円 加算
	サービス提供制制サービス提供制制			20 分以上 45 分未満		45 分以上			
生活	昼間			2, 073 円	1割208円 2割416円 3割624円	2, 552 円	1割256円 2割537円 3割786円		
生活援助	早朝・夜間			2, 591 円	1割260円 2割520円 3割780円	3, 191 円	1割320円 2割640円 3割960円		
	深夜			3, 110 円	1割311円 2割622円 3割933円	3, 829 円	1割383円 2割766円 3割1146円		
	身体介護に引き続き		間	早朝•夜間		深夜			
	提供される生活介護 20分		1割75円 2割150円 3割225円	937 円	1割94円 2割188円 3割282円	1, 125 円	1割113円 2割226円 3割339円		
45 /	45 分		1割150円 2割300円 3割450円	1, 875 円	1割188円 2割376円 3割564円	2, 250 円	1割225円 2割450円 3割675円		
70 5	70 分		1割225円 2割450円 3割675円	2, 813 円	1割282円 2割564円 3割846円	3, 376 円	1割338円 2割676円 3割1014円		

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から	午前8時から	午後6時から	午後 10 時から
時間帯	午前8時まで	午後6時まで	午後 10 時まで	午前6時まで

			加		算			利用料	利用者 負担額	算	定	回	数	等
要介護度に	特	定	事	業	所	加	算	所定単位数 の 10/100	左記の1割 ~3割	1 回当	たり			
度に	緊	急	時 訪	問	介訂	蒦 加	算	1, 000 円	100 円	1回の	要請	に対	して	<u> </u>
	初		□		加		算	2, 000 円	200 円	初回の	つみ			
よる区分な	処	追	退 改	ζ	善	加	算	所定単位の 137/1000x10.42	左記の1割 ~3割	1回当	たり			
ľ														

- (ア)サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画 及び訪問介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、 計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サ ービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行ないます。
- (イ)利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員よるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。
- (ウ) (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。
- (エ) 緊急時訪問介護加算は利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が 介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責 任者又はその他の訪問介護員等は居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行っ た場合に加算します。
- (オ)初回加算は新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

◇ 保険給付として不適切な事例への対応について

- (1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。
 - ① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- 来客の応接(お茶、食事の手配等)
- 自家用車の洗車・清掃等
- ② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- 草むしり
- 花木の水やり
- 犬の散歩等ペットの世話等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- 植木の剪定等の園芸
- 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等
- (2) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市町

村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、市町村が実施する軽度生活援助事業、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人(NPO法人)などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。

(3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、居宅サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となることから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービス計画の変更の援助を行います。

4 その他の費用について

(1) 交通費			う事業に要する交通費は、その実費 開した場合の交通費は、次の額とす						
	(1)事業所から片道2 (2)事業所から片道2								
サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいた いた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただ。 す。									
② キャンセル料	前日の5時半までのご連絡	格の場合	キャンセル料は不要です						
	前日の5時半以降にご連絡	格の場合	取消料として 1,000 円を請求いた します。						
※ただし、利用者の病	※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。								
③ サービス提供に当り必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用 利用者(お客様)の別途負担となります。									
④ 通院・外出介助に 機関等の交通費	おけるヘルパーの公共交通	実費相	当を請求いたします。						

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 請求方法等	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてお届け(郵送)します。
② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者 控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のい ずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、 領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願い します。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあ ります。)

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正 当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払 いいただくことがあります。

6 担当する訪問介護員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する 訪問介護員の変更を希望される場 合は、右のご相談担当者までご相 談ください。 ア 相談担当者氏名 三橋 昭弘

イ 連絡先電話番号 0725-40-3390

同ファックス番号 0725-40-3391

ウ 受付日及び受付時間 月曜日から金曜日

午前8時半から午後5時半

※ 担当する訪問介護員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が 行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていな い等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利 用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助 を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問介護計画」は、利用 者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 訪問介護員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。
- (6) 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。 職員へのハラスメント等により、サービス中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を 講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 三橋 昭弘

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従事者に周 知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止の為の指針を整備します。
- (4) 従事者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- (5) 成年後見制度の利用を支援します。
- (6) 苦情解決体制を整備しています。
- (7) 介護相談員を受入れます。
- (8) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知りるよいで知りるとしません。 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

10 緊急時の対応について

- ① 対応方法:サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、 速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指 定する連絡先にも連絡します。
- ② 連絡先: 事業所 ペガサスヘルパーセンター和泉 0725-40-3390 営業時間外は携帯電話に転送して対応します。

ご家族	様	電話番号	(対応可能時間)
こ	_1 <i>T</i>	电叫曲 7	(V) NO. L) BOHN [H]	_/

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、 利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険名 介護保険·社会福祉事業者総合保険契約 2型

保障の概要 対人、対物てん補限度額 1億円

12 身分証携行義務

訪問介護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問介護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- ① 指定訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 衛生管理等

- ① 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 指定訪問介護サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした

日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

1) サービス提供責任者	(訪問介護計画を作成する者)
--------------	----------------

氏	名	(連絡先:0725-40-3390
~		

(2) 提供予定の指定訪問介護の内容と利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)

(2)						
曜日	訪問時間帯	サービス 区分・種類	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料	利用者 負担額
月						
火						
水						
木						
金						
土						
日						
	1週当りの利	用料、利用者負	担額(見積もり)合	計額	円	円

(2) その他の費用

①交通費の有無	有(円)無
②キャンセル料	重要事項説明書4一②記載のとおりです。
③ サービス提供に当り必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	重要事項説明書4一③記載のとおりです。
④ 通院・外出介助におけるヘルパーの 公共交通機関等の交通費	重要事項説明書4一④記載のとおりです。

(4) 1か月当りのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその他の 費用の合計)の目安

お支払い額の目安	

*ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

なお、サービス内容の見積もりについては、確認ができれば、別途利用金表の活用も可能です。 ※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

- 18 サービス提供に関する相談、苦情について
 - (1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるため の窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

苦情又は相談が有った場合は、事業所担当者は利用者の状況を詳細に把握するために 必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。

法人担当者は苦情または相談があった時、必ず迅速に事業所に事情を確認します。

事業所担当者は、当日中に対応報告書を作成し、法人担当者に提出します。

管理者は、サービス担当責任者や訪問介護員等に事実関係の確認を行います。

事業所担当者は、把握した状況をスタッフと共に検討を行い、クレーム・事故解決策立案書を記入し、法人担当者と相談し時下の対応を決定します。

事業所担当者は決定内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、 利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を速やかに行います。(時間を要する内容の 場合は、その旨を翌日には連絡します。)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	事業所名:ペガサスヘルパーセンター和泉担当者 : 三橋 昭弘電話番号:0725-40-3390Fax:0725-40-3391受付時間:8時30分~17時30分事業所名:ペガサスカスタマーズセンター担当者 : 本高 ゑみ子
	電話番号: 072-265-7447・Fax: 072-265-0880 受付時間: 8 時 30 分~17 時 30 分 上記時間外: 072-265-5558 (馬場記念病院)
【市町村(保険者)の窓口】 (利用者の居宅がある市町村(広域 連合)の介護保険担当部署の名称)	堺市健康福祉局長寿社会部介護保険課 TEL: 072-228-7513・FAX: 072-228-7853 西区役所保険福祉総合センター地域福祉課 TEL: 072-275-1912・FAX: 072-275-1919 中区役所保険福祉総合センター地域福祉課 TEL: 072-270-8195・FAX: 072-270-8103 南区役所保険福祉総合センター地域福祉課 TEL: 072-290-1812・FAX: 072-290-1818 和泉市役所 介護保険担当 TEL: 0725-41-1551・FAX: 0725-45-9352 高石市役所 高齢介護課 TEL: 0727-265-1001・FAX: 072-263-6116 泉大津市役所 高齢介護課 TEL: 0725-33-1131・FAX: 0725-21-0412 受付時間: 平日午前9時から午後5時15分
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	T E L : 06-6949-5446・F A X : 06-6949-5417 受付時間:平日午前 9 時から午後 5 時

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日	
-----------------	---	---	---	--

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)」第 8 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

	所 在 地	大阪府堺市西区浜寺船尾町東 4 丁 244 番地	
事	法 人 名	社会医療法人 ペガサス	
業	代表者名	理事長 馬場 武彦	ĘΠ
者	事業所名	ペガサスヘルパーセンター和泉	
	説明者氏名		印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住	所	
利用有	氏	名	印

代理人	住	所	
	氏	名	印